

平成28年6月28日

東北大学公共政策大学院の受験を予定している皆さんへ

東北大学公共政策大学院長期履修学生制度について（お知らせ）

東北大学公共政策大学院では、職業を有している等 [注1] によって、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了する [注2] ことを願い出た方について、審査の上許可することがあります。この制度の適用者は「長期履修学生」といい、当該学生の授業料支払総額は、標準修業年限による修了者と同額です。この制度に関する照会は随時受け付けますので、東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係に問い合わせてください。

なお、申請方法等は、入学手続書類に同封されます。

- [注1] 該当者：①企業等の常勤の職員及び自ら事業を行っている者
②出産、育児、介護等を行う必要のある者
③その他、本研究科が適当と認める者

[注2] 在学年限は4年とします。在学年限を超えて在学することはできませんが、在学途中に許可された当該在学期間について、短縮を願い出ることができます。

問い合わせ先

〒980-8577 仙台市青葉区片平2丁目1-1

東北大学法学部・法学研究科 専門職大学院係

電話 022-217-4945 FAX 022-217-4947

E-mail contact@publicpolicy.law.tohoku.ac.jp